

介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しに関する研究会（第1回）	資料 2
令和6年12月27日	

研究会の公開の取扱いについて(案)

本研究会、会議資料及び議事録については、原則として公開する。

ただし、以下に該当する場合であって、座長が非公開が妥当であると判断した場合には、非公開とする。

なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。
- ⑤ 公開することにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

※ 上記①～⑤は、厚生労働省が定める「審議会等会合の公開に関する指針」における審議会等会合の公開に関する考え方に準拠するもの